

可児市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成17年 3月25日

条例第 7号

改正 平成26年12月22日条例第25号

平成28年 3月24日条例第 9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第4項の規定に基づき、同条第3項に規定する指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募等)

第2条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定める事項を明示し、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。ただし、公募を行わない事について特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

(指定管理者の制限)

第3条 市長又は議員が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体は、指定管理者となり、又は次条の規定による申請をすることができない。

(指定の申請)

第4条 法人その他の団体であって、指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書面を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 指定を受けようとする公の施設の管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (2) 当該団体の経営状況等を説明する書類
- (3) その他市長が必要なものとして規則で定める書類

(選定方法及び選定基準)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし、施設の管理を行うに最も適当と認める団体を、指定管理者となるべき団体(以下「候補団体」という。)として選定するものとする。

- (1) 市民の平等利用及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- (4) その他施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有していること。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、第15条第1項に規定する可児市指定管理者選定評価委員会に諮問し、その答申を尊重するものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該議決に係る候補団体を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を指定した団体に通知するとともに告示しなければならない。

(協定の締結)

第7条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と当該施設の管理に関する協定を締結し

なければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、規則で定める。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、当該施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定の期間が満了したときは、その満了の日の翌日から起算して30日以内に、第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長が別に定める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に、又は必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

3 第6条第2項の規定は、指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(原状回復義務)

第11条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第12条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(市長による管理)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、他の条例の規定にかかわらず、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(1) 第4条の規定による申請がなかったとき。

(2) 第5条の規定による選定の結果、候補団体に該当するものがなかったとき。

(3) 第10条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(4) 指定管理者が、天災その他の事由により管理の業務の全部又は一部を行うことが困難となった場合において、市長が必要であると認めるとき。

(秘密保持義務)

第14条 指定管理者は、可児市個人情報保護条例(平成11年可児市条例第23号)の規定を遵守し、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又はその管理する公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者は、当該公の施設の管理の業務に関して知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(指定管理者選定評価委員会)

第15条 第5条第2項の規定による諮問に応じ、指定管理者の選定に関し必要な事項について調査、審議等を行うため、一又は複数の公の施設ごとに可児市指定管理者選定評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、指定管理者の評価その他市長が必要と認める事項について調査、審議等を行うものとする。

3 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

4 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(教育委員会の公の施設への適用)

第16条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、この条例の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」とする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第25号)

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以降、最初に委嘱される委員の任期は、この条例による改正後の可児市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第15条第5項の規定にかかわらず、平成30年9月30日までとする。